

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號四第 卷五十五第

月十年七十和昭

## 論叢

乘數理論の問題……………文學博士 高田保馬

ナチス的人間像について……………經濟學士 中川與之助

伊太利勞働體制の特徴……………經濟學士 大塚一朗

資本形成の過程……………經濟學士 中谷實

## 時論

大東亞日本の確立と大家ダイヤの論理……………經濟學博士 石川興二

## 研究

近世絹織業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

佛領印度支那の關稅問題……………經濟學士 河野健二

## 說苑

國家經濟會と大島貞益……………經濟學博士 本庄榮治郎

## 附錄

彙報

## 研 究

### 近世絹織業の生産構造

—「分散的マニユファクチュア」の形成—

堀 江 英 一

わたしはさきに近世絹織業の生産構造を「分散的マニユファクチュア」と規定し、「分散的マニユファクチュア」を形成せしめるに足る市場がいかにして展開されたかをあきらかにした。そこで、さらにすゝんでさきに前提した生産構造そのものを分析しなければならない。一「分散的マニユファクチュア」の形成 は近世絹織業の生産構造たる「分散的マニユファクチュア」がいかにして、いかなる形態で、またいかなる基礎にもとづいて形成されたかをあきらかにし、「分散的マニユファクチュア」の本質とその基礎とを闡明したものであり、二流通過程における「問屋」の地位 はうへで本質的規定をうけた「分散的マニユファクチュア」の支配者たる「問屋」が流通過程でうけとる諸規定をあきらかにし、「分散的マニユファクチュア」のさらに具體的な規定に到達せんとするものであり、三「問屋」の性格と形態 はうへの兩側面の規定を「問屋」の性格として總括したものである。

#### 一 「分散的マニユファクチュア」の形成

## I 問屋制工業の形成

マニユファクチュアにおいては、資本が多数の直接生産者を「自由な賃労働者」として一定の作業場に結集し、そこで彼等を分業と協業との關係に組織して資本の生産力を増進しようとするものである。これに反し「分散的マニユファクチュア」においては、直接生産者を各自の作業場で働かせつゝ、彼等を原料・製品の兩市場から遮断して彼等を「事實上の賃労働者」たらしめ、しかも彼等相互の間に分業と協業との關係を實現しようとするものである。このやうにマニユファクチュアと「分散的マニユファクチュア」とは、全く異つた階級分化を基本前提としてゐるのである。そこで、「分散的マニユファクチュア」を分析するにあつて、小營業の「事實上の賃労働者」化といふ特異な階級分化を視角としなければならない。わたしはまづ絹織業の基幹たる機屋を例證として、各機業地における階級分化の形態、さらにはこの階級分化の具體的様相としての問屋制工業を稍々くわしく分析することゝする。

〔I〕先染絹織業。先染絹織業中心の西陣・桐生からはじめる。

西陣の場合。西陣機業は、さきに述べたやうに、上級武士や富裕町人の大量的・集中的な需要を契機として、近世初頭から都市の専門的手工業として發展し存続したのであるが、その西陣では徒弟のみならずまた「手間取」とよばれる賃労働者の取締に關する記録がふるくからあるところからみて、徒弟および賃労働者がかなり廣般に普及してゐたことを推測しうるのである。然しこの所謂奉公人のかゝる普及はたゞちにマニユファクチュアの支配的な普及を意味するものではない。たとへば高機織屋仲間では嘉永五年に一、〇五六軒、一、六二五機であり、従つて幕末においても一戸あたり平均二臺にたならなかつたのであり、「古老の談によるも、幕末に於て十機

1) 2) 本庄榮治郎；西陣研究、昭和5年、112—113頁。なほ佐々木信三郎；西陣史、昭和7年、268—269頁参照。

も織つてをる處は甚だ稀れであり、大抵二機か三機位で、それに一二人の職工と二三人の徒弟を置いておつたのである。かくして「十機も織つてゐる」マニファクチュアは稀れであり、高機織屋仲間の支配的存在は「二機か三機位」の小營業であつたのである。

ところで、このやうな高機織屋仲間の支配的存在たる小營業は二つの範疇に分れてゐた。その一は、獨立の機屋と、たとへば文政五年高機織屋仲間定法「伏せ機絹値段三段落二ヶ月つゝ」<sup>3)</sup>に示されるやうに絹仲買との間に製品の手販賣特約を結ぶ伏機であり、その二は、延享二年のおなじ定法「弟子手間取業に至迄大宮糸屋より仕入機出し被申候節と仕入機仕廻間敷候被出候節は相互に届合可申事」<sup>4)</sup>にはじめてあらはれるやうに、絹仲買まれには絲仲買などの委託者とくに絹仲買から準備工程を経ない原絲を借りうけ、一切の加工を施して委託者に販賣して、さきの原絲代價との差額をうけとる仕入機である。この仕入機は實質上、のちに述べる賃機に屬するのである。伏機と仕入機とは程度の相異はあるが、すぐあとで述べる賃機から獨立の機屋への上昇または獨立の機屋から賃機への没落の過渡段階にある機屋である。

うへに述べたのは高機織屋仲間の構成員における階級分化であるが、このほかに獨立の機屋・伏機・仕入機などの委託者とくに獨立の機屋から準備工程を終つた原絲を受取り、委託者のため手間賃をうけて製織する賃機が廣く普及してゐた。賃機の普及は、延享元年高機織屋仲間定法「賃機出し候節自前と賃機と相糺賃機之事に候得者先機主江相届差構無之哉否差構無之候者送り狀取之其上に而賃機を遣し可申候」<sup>5)</sup>をはじめとして、それ以後多くの仲間定法また奉公人取究所定法におなじやうな賃機爭奪防止規定がみられることによつて知られるのである。

3) 東京稅務監督局；西陣機業沿革調査書。明治38年。200頁。  
4) 西陣機業沿革調査書。21頁。西陣織物組合；西陣の葉。大正4年。6頁。  
5) 西陣史。184頁。その他多くの文獻に見られる。

かくして西陣機業では近世中期以降とくに幕末には、三つの範疇の機屋が存在した。(a) マニユファクチュア。それはかなり多くの徒弟や職工を傭ひ「十機も織つてゐたのであるが、西陣機業にとつては例外的な存在にすぎなかつたやうである。(b) 獨立小營業。それは「二機か三機位で、それに二三人の職工と三三人の徒弟を置いてゐる」〔従つてこゝでは家族労働者が單に指揮者としてばかりでなく重要性をもつてゐた〕ところの獨立の機屋および伏機をふくみ、少くともかたちのうへでは原料・製品の兩市場とつながりをもつてゐた。(c) 「事實上の賃労働者」。仕入機とくに賃機がこれに屬する。これらの機屋は原料・製品の兩市場から完全に遮断され、委託者たる絹仲買とくにマニユファクチュア・獨立小營業のため手間賃をうけて働く「事實上の賃労働者」にほかならなかつたのであり、その労働は今日と同じやうに殆んど全く家族労働に依存してゐたやうである。そしてこれらの「事實上の賃労働者」を隷屬せしめる委託者は、多く織元として一括されるマニユファクチュア・獨立小營業であつた。

桐生の場合。桐生においては、御旗絹上納すなはち關ヶ原役當時には機屋二、四〇〇餘軒機臺二、四一〇餘臺、従つて一戸あたり一臺といふ全く農閑の餘業にすぎなかつたのであるが、近世中期以降とくに元文三年の西陣技術移植以降かなり事情を異にしてきた。たとへば天保年間には「近年次第に繁昌仕候に隨ひ、蠶飼等者相止め、近邊者不<sub>レ</sub>申及<sub>レ</sub>他國よりも絲買入、絲問屋多分出來致、機屋共は銘々機織女並絲繰紋引等大勢召抱、渡世仕<sub>レ</sub>る「身元相應之百姓」(天保六年<sup>上州桐生領野州足利郡</sup>機屋共始末書付)、さらに同年間には下久方村で「男女織工十數人を抱へ、機業に従事」する金子善右衛門や桐生新町五丁目で「御召縮緬の機數八臺、夏物一臺」を所有してゐた吉田清助<sup>6)</sup>のやうなマニユファクチュアがあらはれた。然しかゝるマニユファクチュアは決して支配的な生産形態ではなかつた。たとへば、天保八年「絹買仲間織屋仲間爲取替議定之事」には織屋仲間五九五名の署名とこのほか

6) 桐生織物同業組合；桐生織物史。中卷、昭和13年。14。18頁〔機數〕および41頁〔戸數〕その他。  
 7) 桐生織物史。中卷。5頁。  
 8) 9) 桐生織物同業組合；桐生織物史。上卷、昭和10年。138—144頁。

に二二二三名といふ附箋<sup>10)</sup>がついてゐるから、當年には六一六一七一七名の機屋が存在したことになるが、これに對し天保九年には「千五六百機」(天保九年縮緬献上願向後機棟取極貸渡度旨願書)<sup>11)</sup>の機臺があつたと云はれる。つまり一戸あたり二臺半といふことになる。<sup>\*</sup>また、弘化三年廣澤村では機屋三三軒機臺一二七臺あり、そのうち一二臺一軒・一〇臺二軒のマニユフアクチュアがあつたといはれてゐるが、これも一戸あたり平均機臺になほすと三・五臺となる。かくして桐生においてもマニユフアクチュアはいまだ例外的存在の域を脱せず、農村副業的手工業としての小營業が一般的存在であつたやうである。

※私見とことなる二つの數値と一つの記録に觸れて置くことにする。

數値。その一は、大嶋五郎氏の數値であつて、弘化三年には「二百六七十軒計」に對し「凡五六千機」存在し、從つて一戸あたり二三臺強となるとせられる。<sup>13)</sup>これが正しければ、立派にマニユフアクチュアの一般的存在を立證しうるが、それは現在の桐生から推しても過大であり、爾餘の資料とも餘りに隔りがある。その二は、信夫清三郎氏の數値であつて、氏は天保改革後の弘化三年の「貳百六七拾軒」に對し天保改革以前の天保九年の「千五六百機」を對置し、一戸あたり六臺を計出され、そこから機臺十臺前後のマニユフアクチュアの廣般な普及を歸結されてゐるが、然し氏の使用された資料のデータに問題があるばかりでなく、他の資料とも距離がありすぎる。

記録。足利機業に關する桐生側の記録たる弘化三年四月「足利其外村高機皆止被仰付度願書下案」に「壹軒に而貳拾はた參拾はた又者五拾機百機貳百機余も織立候もの有<sup>レ</sup>之<sup>15)</sup>」、またうへの正式の願書たる「乍<sup>レ</sup>恐以<sup>レ</sup>書付奉<sup>レ</sup>願上<sup>レ</sup>候」に「壹軒に付、三拾機五拾機、或は百機余りも持候もの有<sup>レ</sup>之<sup>16)</sup>」とあり、これは足利におけるマニユフアクチュアの普及を示す好箇の記録とされてゐる。ところが、その後「同地古老の談として、記憶に存する限り足利にも、又桐生にも、そんな大經營はなかつた、と云はれてゐる<sup>17)</sup>」のである。上述の「下案」にある「織立候もの有<sup>レ</sup>之<sup>18)</sup>」が願書では「持候もの有<sup>レ</sup>之<sup>19)</sup>」と訂正されてゐるところよりみて、上述の機數は内機と出機との合計機數を示すものではないかと思はれる。

10) 桐生織物史。上卷。454—474頁。  
 11) 桐生織物史。中卷。14頁。  
 12) 13) 17) 大嶋五郎；徳川時代桐生織物業の史的硏究〔土屋喬雄編著；日本資本主義史論集。昭和12年〕。296—297頁。314頁。  
 14) 信夫清三郎；近代産業史序説。昭和17年。14—15頁。  
 15) 16) 桐生織物史。中卷。17。41頁。

ところで、農村副業的手工業として營まれた小營業は、獨立の機屋と下機すなはち準備工程を經ない原絲を買次商またはマニユファクチュア・獨立の機屋から借受けてこれを織上げ製品代價とさきの原絲代價との差額をうけとる機屋とに分れるが、下機は少かつたやうである。うへに述べたのは仲間の構成員についてであるが、彼等の背後には、たとへば文政七年織屋仲間掟「賃機屋へ出機差出し候節は、新規之賃機屋は格別、仲間内之機、織來候は、元機屋へ懸合、子細無之候は、差出可申」<sup>18)</sup>そのほかの賃機争奪防止規定にみられるやうに、賃機が廣般に普及してゐたのである。

かくして近世中期以降とくに幕末の桐生では、三つの範疇の機屋が存在した。(a)マニユファクチュア。それは十機内外の機臺をもち、十數人の職工を備してゐたが、桐生においても例外的な存在にすぎなかつた。(b)獨立小營業。それは桐生における仲間構成員の平均機臺數から推測して、規模において西陣の獨立小營業とおなじくらひであつたと思はれる。(c)「事實上の賃勞働者」。下機と賃機がこれに屬し、とくに賃機はひろく普及してゐたやうであり、彼等は多くは委託者たるマニユファクチュアまたは獨立小營業に隸屬してゐたのである。そしてこれらの下機とくに賃機が殆んど全く家族勞働に依存してゐたことは云ふまでもないが、たとへば「一、賃機屋。賃金二十兩に壹分之利足取可取 一、機足損料、壹ケ年に金壹步より」(嘉永五年下廣澤村機屋家風先例再調)<sup>20)</sup>にみられるやうに、マニユファクチュアや獨立小營業から前貸金ばかりでなく、機臺をも借ることが多かつたやうである。

總括。先染絹織業の西陣・桐生における機屋の、近世中期以降とくに幕末における階級分化は、つぎの二つに總括される。

一、マニユファクチュア・獨立小營業・「事實上の賃勞働者」の三つの範疇の機屋が存在したが、マニユファク

18) 卷. 356頁.  
 19) 上. 368頁.  
 20) 中. 169頁.

史. 物. 史.  
 織. 生. 物. 史.  
 桐. 生. 織. 物. 史.

チユア形成の傾向はあまり見られず、「事實上の賃労働者」形成の傾向が専ら支配的であつた。そして桐生では幕末におよび都市市場に對し、農村市場が發展し、大衆的織物が普及するに従ひ、さらに明治十年代に至り規格の統一した大量的需要を伴ふ輸出織物の増加するに従ひ、「事實上の賃労働者」形成の傾向は加速度に進行したのである。<sup>21)</sup>

二。「事實上の賃労働者」はうへに述べたマニユファクチュアおよび獨立小營業、すなはち所謂織元または元機屋に隷屬してゐた。かくして織元または元機屋は、一方では内機においてはそれぞれの範疇の生産者として表れ他方では出機においては「問屋」として、換言すれば「事實上の賃労働者」を隷屬せしめる「事實上の生産者」として表はれる。もつともの中には、内機を全く喪失した「問屋」も生じたやうである。そしてこれはほかならぬ問屋制工業である。

〔Ⅱ〕後染絹織業。丹後の場合。丹後について例證することゝする。丹後では、たとへば安永四年宮津藩の觸書に「御領分の村々百姓共：近年縮緬機を織り農耕に後れ<sup>22)</sup>」とあるやうに機業專業化の傾向を生じ、それにとまひ機屋奉公人も生じたが、一般的には農村副業として的小營業の域を脱しなかつた。たとへば享和三年に宮津領算所村では一機一八軒・二機一一軒・三機二軒であり、宮津領淺茂川では一機・二機・三機所有者がそれ／＼嘉永三年に九軒・一九軒・〇軒、安政六年に五軒・二六軒・三軒、慶應四年正月に六軒・二九軒・四軒であり、寛政元年峯山領河部村では一機五軒・二機二軒・三機一軒・四機一軒であり、同年峯山領新田村では一機五軒・二機四軒であつた<sup>23)</sup>ことから、このことを推測しうるのである。

ところで、農村副業として營まれた小營業にも階級分化が行はれてゐた。たとへば文政六年加悦谷諸村機屋行

21) 群馬縣第三部；桐生織物沿革調査書〔群馬縣織物沿革調査書、明治39年〕、60—61頁。  
22) 東京稅務監督局；丹後機業沿革調査書、明治38年、4頁。  
23) 住谷勇二；徳川時代に於ける丹後縮緬機業〔本庄教授昭和11年演習報告〕、72—73頁。



司の宮津藩への願書「近年當御城下絹屋之内、御領分須津村石川村下山田村四辻村幾地村岩屋村上常吉村三重村此外府中灘村々日置村波見村岩ヶ鼻邊迄も懸機仕入機等多分差出し候に付、銘々村々機織糸繰奉公人甚拂底に相成機屋一統差支難儀至極奉存候<sup>24)</sup>」そのほかの記録に見られるやうに獨立小營業と懸機・仕入機との二つの範疇に分れてゐたのである。かくして近世中期以降とくに幕末における階級分化はつぎのやうに要約される。

一。(a)獨立小營業。補助的ながら「機織糸繰奉公人」を雇用し、原料・製品の兩市場につながりをもつてゐる。

(b)「事實上の賃労働者」。委託者たる獨立小營業・絲問屋とくにのちには絲絹兼營問屋から原絲の供給をうけ手間賃によつて製織する仕入機「のちの歩機」、そのうへさらに器具さへ借受ける懸機（または掛機）の二つを含んでゐた。

二。「事實上の賃労働者」は、先染絹織業の西陣・桐生とことなり、獨立小營業に隸屬すること少く、多くは絲問屋のちには絲絹兼營問屋に隸屬してゐた。かくしてこゝでは絲問屋とくに絲絹兼營問屋が「事實上の生産者」すなはち「問屋」となる。

「事實上の賃労働者」の形成と「問屋」へのその隸屬は上掲引用文からもうかゞはれるのであるが、それは天保以降岩瀧商人が糸絹兼營問屋として勃興するにおよび加速度的に進展した。たとへばかゝる問屋たる小室四代目利七に關し「小室家世々丹後特産縮緬の原料生糸を買蒐して同國の機業家に貸與するを業とせり。且つ薄資の機業家に三十日或は六十日の賒賣を約して原料を貸與し、織成の縮緬は機業家の請ひに因り之を京都に送<sup>25)</sup>」つたが「丹後一國に於ける氏の機屋は四郡數百軒に上<sup>25)</sup>」つたと云はれてゐるほどである。かくして天保以降の丹後機業の支配的な生産形態は「事上の賃労働者」の問屋による支配たる問屋制工業であつたと思はれるのである。

## II 「分散的マニファクチュア」の形成

24) 25) 拙稿；徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程〔經濟論叢、昭和15年6月〕、97、98頁。

上述したところで、わたしは絹織業の基幹たる機屋を例證として、近世絹織業の生産形態が「事實上の賃労働者」の形成と「問屋」へのその隷屬たる問屋制工業の方向へすゝんでことをあきらかにした。ところで、かゝる「事實上の賃労働者」を基礎として分業と協業が展開されるためには、生産工程がその部分工程を専門的に擔任する「事實上の賃労働者」に分化し、問屋はかゝる部分工程專業者を隷屬せしめることによつて部分工程を統一するほかにない。換言すれば、マニユファクチュアでは作業場に統一されてゐる分業と協業とが、問屋制工業のもとでは分散的に遂行されるわけである。わたしはかゝる生産構造を「分散的マニユファクチュア」とよぶことにする。そこで、わたしはかゝる分業と協業とをふくむ完全な姿の問屋制工業を分析しなければならぬ。

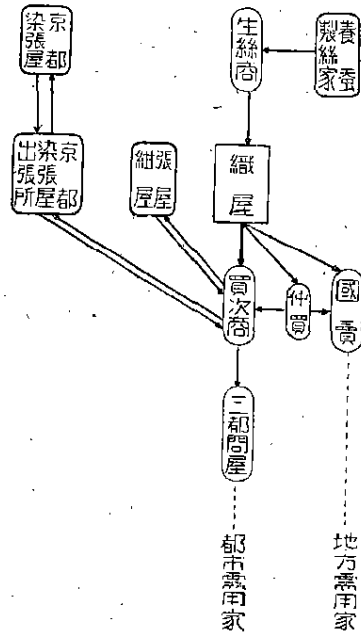
〔I〕先染絹織業。桐生の場合。西陣桐生などの先染絹織業の例證として、かゝる分業と協業とがもつともあきらかにされてゐる桐生の場合をとりあげてみよう。まづ享保頃の形態〔圖表一〕と天保頃の形態〔圖表二〕を對比することに<sup>26)</sup>する。

うへに對照された二つの圖解は極めて規範的な場合であるが、享保年間後染絹織業〔山田絹〕時代に獨立小營業としての織屋と張屋・紺屋または染張屋とに分化してゐた桐生機業が、西陣技術を移植して先染絹織業中心に移した天保年間には多種多様な部分工程專業者を生じ、分業と協業とのうへに劃期的な發展が行はれたことを知るのである。

この表二から問屋制工業のもとにおける分業と協業とに關する四つの形態を析出することができる。そしてさきに析出した機屋の階級分化は、この四つの形態のうちで具體的に位置づけられるのである。(a)「堅染・紡績〔擦絲・筆者〕・染色・機拵・製織といふ生産工程の一切を自家作業場で行ふ<sup>27)</sup>」織元。たとへばさきにマニユファク

26) 桐生織物史・上卷 354—355頁。  
27) 桐生織物史・上卷 356—357頁。

圖表一 享保頃における分業と協業の形態



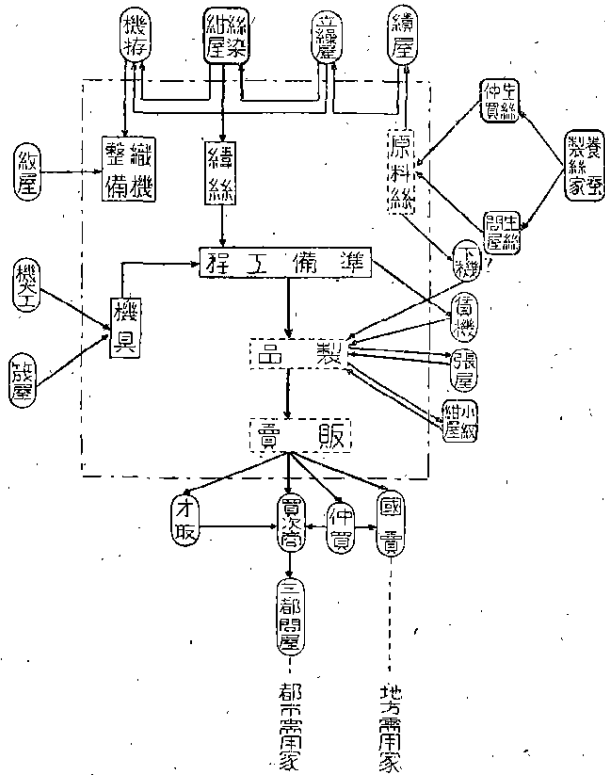
そのほかに二三の工程を行ふとともに、賃機まれには下機をして製織せしめ、さらに他の工程をそれらの部分工程專業者に賃仕事に出し、全く作業場をもたない織元。この形態はとくに西陣や伊勢崎に多かつたやうである。

かくして、織元は分化した生産工程を専門的に擔任する「事實上の賃労働者」たる部分工程專業者を一貫的に隸屬せしめ、それによつて分業に基く協業を自己のために實現してゐるのである。織元は部分工程專業者を隸屬化せしめることによつて、分化された生産工程の經濟的・技術的統一者になつてゐるのである。かくして「分散的マニユファクチュア」は問屋制工業の一發展形態にすぎないのである。

※柳川昇氏は「桐生織物業に於ける前賃制度は、家内工業を基礎とする端初的な形態より、漸次分業に基く協業を基礎としたより

ユアの例證としてあげた吉田清助のごときがこれに屬するが、かゝる形態は例外的存在であるばかりでなく、それは通例賃機などの「事實上の賃労働者」を隸屬せしめることが多かつたやうである。(b)自己の作業場で製織工程またはそのほかの二三の工程を行ひ、そのほかの工程をそれらの部分工程專業者に賃仕事に出す織元。これがもつとも多かつたやうである。(c)自己の作業場で製織工程または

圖表二 天保頃における分業と協業の形態



己の作業場で行ひ、最終工程たる染色工程は製品が丹後をはなれたのち京都で行はれた。従つて幕末にあらはれた掛糸または掛緞(絲練賃業者)・掛車(撚絲賃業者)・掛貫(引輪賃業者)などは、機屋が繁忙なとき利用したにすぎず、補助的・附隨的意味しかもつてゐなかつたやうである。そしてこの生産工程の集中性こそ糸絹兼営問屋が「問屋」

高度なる形態に進化した。斯かる生産過程の分化は、桐生に於ては特に明治維新後、進化した器具が各部分行程に現れるに及んで完成した<sup>28)</sup>と述べられ、分業と協業にもとづく前貸制度、こゝにいふ分散的マニユファクチュアの成立を明治十年以降に置いてゐるが、うへにあきらかにされたやうに天保年間にそれを遷らせることができる<sup>29)</sup>のである。

〔Ⅱ〕後染絹織業。丹後の場合、後染絹織業の丹後では、その織物〔縮緬〕の簡易さのために、練・撚・織・練の諸工程を原則として自

28) 柳川昇；桐生織物に於ける前貸業制度〔經濟學論集、昭和6年11月〕、52頁。

29) 服部之總、信夫清三郎；日本マニユファクチュア史論、昭和12年、序文 12—13頁。

30) 徳川時代に於ける丹後縮緬織業の發展過程、94頁。

たり得た所以である。

※わたしはいまゝで技術と生産力の發展を分業と協業とに局限して觀察した。こゝで労働手段の展開を簡單に見ることにしよう。近世中期以降覽機にかはつて、盤機と同じく道具ではあるが、生産力もたかく多方面の織物を製織しうる西陣の高機・平機が地方機業に移植されたのち、明治以降機械的生產にまで持ち越された労働手段の進歩は、天明三年桐生の岩瀬吉兵衛の發明した水力八丁撚車<sup>31)</sup>と文政年間西陣で案出された「糸繰ゼンマイ車による糸繰仕事の機械化」<sup>32)</sup>にすぎなかつた。かゝる技術的停滞性は生産が「事實上の労働者」にまかされ、資本がそこからそれに關係する生産形態に制約されたものである。問屋制工業であるかぎり、それがたとへ「分散的マニユファクチュア」であらうとも、機械をうみだす温床ではないことがこれによつてわかるであらう。

### III 「分散的マニユファクチュア」の基礎

うへに述べたやうに、マニユファクチュアは「自由な労働者」の形成と資本による作業場へのその結集を前提とするに反し、問屋制工業、従つてまたその發展形態たる「分散的マニユファクチュア」は「事實上の労働者」の形成と「問屋」によるその隷屬化を前提とするものである。そして前者の資本が最初の産業資本として、後者の「問屋」が前期的資本として措定されるのは、前者が「自由な労働者」に立脚し、後者が「事實上の労働者」に立脚するからにほかならない。そこで、「分散的マニユファクチュア」の基礎は「自由な労働者」の形成を抑制し、「事實上の労働者」の形成を許容する構造的性質のうちによつてゐるわけである。

ところで、「自由な労働者」の形成の方向と「事實上の労働者」の形成の方向とはまさしく相對立してゐるのである。たとへば文政六年加悦谷諸村機屋行司の宮津藩への願書「近年當御城下絹屋之内、懸機仕入機等多分差出し候に付、銘々村々機織糸繰之奉公人甚拂底に相成機屋」統差支難儀至極奉存候」(前出)、また明治中期桐

31) 桐生織物史。上巻。225頁。

32) 西陣史。268—269頁。

生・足利の「多數工女は桐生足利地方の者甚だ少くして、…特産物なき地方即ち越後、越中、能登、加賀より來れるは最も多く、其の他越前、武藏、相模、上總、下總、甲斐地方の者多し、或は桐生足利地方の者の二三なるべきか。蓋し桐生足利地方にては、少しく資産あるは兒女を外に出して工女を爲すを快とせず、家に置きて賃機に従事せしむ<sup>33)</sup>」といふ事情から推測されるやうに、マニユファクチュアの形成のための「自由な賃労働者」の創出過程は仕入機・懸機または賃機などの「事實上の賃労働者」の普及によつて著しく制限されるものである。

かゝる「自由な賃労働者」の創出過程の停滞と「事實上の賃労働者」の普及は、さきに述べたやうに、「土地を喪失した農民は農業から追放されるどころか、却つて小作人として土地により強く結びつけられざるを得なかつた」といふ近世中期以降における農村の階級分化の性格に基礎を置いたる。

#### IV 總括

以上の分析結果を總括することとする。

一。近世絹織業の生産形態は「自由な賃労働者」の創出と資本による作業場へのその結集たるマニユファクチュアの方向へでなく、「事實上の賃労働者」の創出と問屋へのその隷屬化たる問屋制工業の方向にすんだ。そして前者の資本が最初の産業資本であり、後者の問屋が前期的資本であるのは、前者が「自由な賃労働者」に依據し、後者が「事實上の賃労働者」に依據することの必然的結果である。

二。問屋制工業が「事實上の賃労働者」と「問屋」へのその隷屬化であるかぎり、そこに行はれる分業と協業は、生産工程がそれらの部分工程を専門的に擔任する「事實上の賃労働者」の作業場に分化し、「問屋」がそれらの「事實上の賃労働者」を一貫的に隷屬せしめることによつて行はれる。かくて「分散的マニユファクチュア」は問

屋制工業の一發展形態である。

三。問屋制工業、従つてまた「分散的マニユファクチュア」の基礎は「事實上の賃勞働者」の創出過程にあるが、かゝる創出過程は農村の封建性、換言すれば再生産の破局に瀕しつゝも土地に緊縛されてゐる小作人層の展開に制約されるのである。

四。分業と協業とは、先染絹織業の西陣・桐生では著しく、後染絹織業の丹後ではおくれてゐる。かゝる分業と協業との展開の相異が、前者では織元を、後者では糸絹兼營問屋を、「事實上の賃勞働者」を隷屬せしめる「問屋」たらしめるのである。

## 二 流通過程における「問屋」の地位

わたしはうへに近世絹織業の生産構造が「分散的マニユファクチュア」の方向にすゝんでゐたことをあきらかにし、「分散的マニユファクチュア」の本質とその基礎とを闡明したが、さらに「分散的マニユファクチュア」の支配者たる「問屋」が原絲および製品の流通過程でしめる地位をあきらかにし、「問屋」が流通過程でうけとる諸規定を闡明することとする。

### I 流通過程における支配階層

わたしは「問屋」が流通過程でしめる地位を支配の階層としてとらへ、これを各機業地について具體的に分析することとする。

[I] 先染絹織業。こゝでは西陣・桐生について例證することとする。

西陣の場合。西陣では織元が部分工程業者を一貫的に隷屬せしめて生産工程を經濟的・技術的に統一する「問屋」であることはうへに述べたと通りであるが、その織元は絲問屋（白絲の場合は分絲問屋・和絲の場合は和絲問屋）から絲仲買を通じて原絲を買入れ、絹仲買を通じて製品を販賣してゐた。もつとも絹仲買には呉服卸商を兼ねる所謂店方と織元から絹織物を買入れて店方に販賣する仲買業者があり、前者はのちの下仲買、後者はのちの上仲買にあたるのである。<sup>34)</sup>ところで、織元は幕末には「以前は糸屋方へも二季仕切の砌絹直段下落の節は追々相當の直段に相成候迄糸代方に絹預り呉候付自ら賣損も相立不申中買方も跡々織立絹買入之便利として節季毎に金子前貸もいたし呉候付右を以糸屋方江仕切勘定仕候故糸直段も成丈け下直に賣渡吳候（安政四年仕法方口上書）<sup>35)</sup>に示唆されるやうに、絲仲買・絹仲買に從屬するに至つてゐた。とくに絹仲買の織元支配はすでに明和四年高機織屋仲間定法「仲買中絹商賣候定法」にある「絹代銀割引正味」および「端銀五分仕懸け」にみられる値引、「日合六日、日廻、但し春季一步半秋季二步七月半日」にみられる二季値入として制度化されるに至つてゐたのである。<sup>36)</sup>かくして「事實上の賃労働者」を隷屬せしめる「事實上の生産者」たる「問屋」は流通過程において絲仲買・絹仲買に從屬してゐたのである。

※西陣の葵<sup>37)</sup>はかゝる取引法の確立、換言すれば絹仲買の織元支配の確立を文化五年高機織屋仲間定法における「仲買取引定」にもとめてゐるが、かゝる規定はうへに述べたやうに、すでに明和四年に見られる。

桐生の場合。桐生では部分工程業者の經濟的・技術的統一者たる織元は、絲問屋から原絲を買入れ、買繼商を通じて三都の呉服卸商に製品を販賣してゐた。そして織元が生絲商や買繼商に從屬するに至つたことは西陣と異ならない。このことは、たとへば絹代金が即日拂から後日拂に移つたことや「市場江も買場立置候而、聊之

34) たとへば西陣機業沿革調査書。196—197頁。

35) 西陣史。270頁。

36) 西陣史。194頁。

37) 桐生織物史。上巻。431—433頁。



品を購入、外品者不<sub>レ</sub>殘注文もの杯と名付候(天保十年絹買見世市場廻度一條)<sup>38)</sup>に見られるやうな市場取引から注文取引への變遷によつても知られる。ところで、このやうに織元を従屬せしめた買繼商は、第一に「江戸・京都など大都市の間屋から糸代金と稱する商資本の前渡しを受け、注文に應じて製品を調達して、これを間屋先に送り、その間に口錢を收むるものであり」、従つて形態的に中央市場の商業資本の觸手であり、第二に「文化年中十組間屋御取建之砌茂、古來仕來の通に間屋外店無差別渡世罷在候所、文政度に至り吳服會所<sub>ノ</sub>外店商内の義に付數度被<sub>レ</sub>及懸合<sub>一</sub>：外店商内并に打越通荷物渡候爲<sub>ニ</sub>趣意<sub>一</sub>買次之者共<sub>ノ</sub>年々金五拾兩とも差出來り候<sub>ニ</sub>みられるやうな制度や間屋再興後の安政二年におけるおなじやうな制度(安政二年乍<sub>レ</sub>恐以<sub>レ</sub>書付奉<sub>ニ</sub>願上<sub>候</sub>)<sup>39)</sup>にみられるやうに、制度的にも中央市場の商業資本に制肘されてゐたのである。かくして「事實上の生産者」たる「間屋」は買繼商を通じ中央市場の商業資本に従屬してゐた。この場合、買繼商はこの中央市場の商業資本の觸手にすぎなかつたことは、明治以後の展開の理解のため記憶されねばならない。

〔後染絹織業。丹後の場合。後染絹織業の丹後では、はじめ機屋は丹後の絲問屋を通じて京都の絲問屋から原絲を買入れ、製織した縮緬を飛脚に託して京都に搬送し、京都の絹問屋に委託販賣してゐた。そしてその當時機屋が絲問屋・絹問屋に従屬してゐたことはほかの機業地の場合とおなじである。ところが、絲問屋は次第に原絲の前貸を製品の引取りによつて相濟するに至り、絲絹兼營問屋として發展し、機屋を「事實上の賃労働者」として隷屬せしめる「事實上の生産者」たる「問屋」に轉化したのである。この傾向はとくに天保以降岩瀧商人が自らの廻漕業を利用して奥州から直接に原絲をもたらすに至つて促進された。そして絲絹兼營問屋が成立するに従つて、絲絹兼營問屋は京都の絹問屋を排して直接に吳服卸商すなはち店方にむすびづくに至つたのである。<sup>41)</sup>然しこの場

38) 卷・525頁。

39) 中上卷・296—297頁。

40) 中卷・189頁。なほ米澤織物同業組合史。昭和15年。127—132頁

41) 桐生織物史参照。

合でも京都の呉服卸商の絲絹兼營問屋に對する支配は充分想像される。

## II 總括

以上の分析結果を總括することとする。

一。流通過程における支配の階層は、先染絹織業の西陣・桐生では中央市場呉服卸商↓上仲買〔西陣〕・買繼商〔桐生〕↓織元の三階層であり、後染絹織業の丹後では中央市場呉服卸商↓絲絹兼營問屋の二階層である。これはさきに述べたやうな兩者の製品の相異にもとづく分業と協業との展開の相異に基礎を置いてゐるのである。

二。かくして「問屋」は結局するところ、封建都市の性質をもつとも濃厚にもつてゐる中央市場の商業資本の支配をたちきることができず、前期的資本の支配網の一結節點を構成してゐるのである。

## 三 問屋の性格と形態

うへに詳しく述べたやうに、近世絹織業の生産構造は問屋制工業の發展形態たる「分散的マニファクチュア」であり、少くともその方向にむかつてゐた。明治維新が當面した近世絹織業の生産構造はまさしくかゝる「分散的マニファクチュア」であつたのである。そして「分散的マニファクチュア」は「問屋」につきのやうな性格を賦與する。

一。「問屋」は部分工程を専門的に擔任する「事實上の賃労働者」を一貫的に隸屬せしめることによつて生産工程を統一する經濟的・技術的統一者である。そこから「問屋」に關する二重の本質的性格が生ずる。(a)「問屋」の經濟的・技術的統一者としての資格は、部分工程を専門的に擔任する「事實上の賃労働者」を一貫的に隸屬せしめる商

業資本的・高利貸資本的支配力によつてあたられるのであり、そのかぎり「問屋」がいかに生産に關與しようとも、「問屋」は前期的資本の範疇に屬する。従つて「問屋」の概念はマニユファクチュアのごとき産業資本と對立する概念であり、マニユファクチュアのやうに機械制大産業に直接的に發展しうるものではあり得ないのである。

(b)「問屋」はこのやうに前期的資本であるが、然し「分散的マニユファクチュア」における「問屋」は生産力の進歩たる分業と協業とを自らのために利用してゐる。かくして「分散的マニユファクチュア」における「問屋」は云はゞ「問屋」の一發展形態である。

二。先染絹織業の西陣・桐生では分業と協業が著しく進み、生産工程は多數の「事實上の賃労働者」に分化してをり、従つてこゝでは織元が經濟的・技術的統一者たる「問屋」になつてゐる。然るに、後染絹織業の丹後では主要生産工程は機屋の作業場に統一されて居り、従つてこゝでは糸絹兼營問屋が「問屋」たりうるし、「問屋」たり得た。

三。「問屋」はうへに述べたやうに前期的資本であり、従つてマニユファクチュアがイギリスでなしたやうに、中央市場の商業資本の支配をたちきつて商業資本をして自らのために價値實現をつかさどる機關たらしめ得ず、却つて中央市場の商業資本の支配をうけてゐた。かくて「問屋」は前期的資本の支配網の一結節點を構成してゐたのである。

四。然し二で述べた生産過程における「問屋」の形態的相異は、流通過程における支配の階層のうちに反映する。先染絹織業の西陣・桐生では絲商人と絹商人とが分離するばかりでなく、中央市場呉服卸商↓上仲買(西陣)・買繼商(桐生)↓織元の三階層が成立してゐたが、後染絹織業の丹後では中央市場呉服卸商↓絲絹兼營問屋の二階層が成立してゐた。換言すれば、「問屋」は前者ではよわく、後者ではつよいといへるであらう。